

出入国分科会の開催について（案）

令和3年3月1日
大阪・関西万博関係府省庁連絡会議議長決定
令和3年5月12日
一部改正

1 2025年大阪・関西万博の成功に向けては、安全・安心の確保に配慮しつつ、海外からの参加者や来場者等の外国人来訪者の円滑な出入国のための対策を推進することが重要であることから、出入国に関する課題への対応や進捗管理を関係者間で行うため、大阪・関西万博関係府省庁連絡会議の下、出入国分科会（以下「分科会」という。）を開催する。

2 分科会の構成は、次のとおりとする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、他の関係者の出席を求めることができる。

会長 内閣官房国際博覧会推進本部事務局次長

会長代理 内閣官房国際博覧会推進本部事務局参事官

構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）

警察庁警備局警備運用部警備第一課長

警察庁警備局外事情報部外事課長

出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長

外務省経済局官民連携推進室長

外務省領事局外国人課長

財務省関税局監視課長

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

経済産業省商務・サービスグループ博覧会推進室長

国土交通省港湾局産業港湾課クルーズ振興室長

国土交通省航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港課長

国土交通省航空局総務課政策企画調査室長

オブザーバー 2025年日本国際博覧会協会国際局国際部審議役

3 分科会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前各項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。